

目次	1	研究科長・学部長からのご挨拶 [岩村正彦]
	2~3	法科大学院より [沖野眞巳] / 総合法政専攻より [新田一郎] / 公共政策大学院より [高原明生]
	3	第56回比較法政シンポジウム「ガバナンスの実質化と建設的対話の先端実務」 [唐津恵一]
	4	退職教員からのメッセージ [日比野 勤・川人貞史] / 名誉教授の近況 [菅野和夫]
	5	追悼 村上淳一先生追悼 [海老原明夫] / 松尾浩也先生を偲ぶ [大澤 裕]
	6	法学部スタッフ 近著を語る [中山洋平]
	7	第20回進路選択講演会が開催されました
	8	オープンキャンパス2018 法学部企画のお知らせ / 2018年度東京大学ホームカミングデイ法学部企画のお知らせ



研究科長・学部長からのご挨拶

法学政治学研究科長・法学部長

岩村正彦

2018年3月に、法学部では、第1類136名、第2類198名、第3類62名の計396名の卒業生を、大学院法曹養成専攻（法科大学院）では、160名の法務博士号取得者（修了者）を、大学院総合法政専攻では、12名の修士号取得者と5名の課程修了による博士号取得者を送り出しました。同年4月には、法学部には入学者384名を、大学院法曹養成専攻（法科大学院）には入学者213名（未修者55名、既修者158名）を、大学院総合法政専攻には修士課程入学者22名と博士課程入学者14名とをそれぞれ新たに迎えました。なお、法学部の推薦入試では11名が合格しました（昨年度は13名）。

また、2018年3月31日をもって、日比野勤教授（憲法）、川人貞史教授（政治過程論）が退職されました。これまでの両先生の当研究科へのご貢献に感謝申し上げますとともに、これからのご健勝とご活躍をお祈りしたいと思います。

大学院の総合法政専攻では、昨年度発足した「先端ビジネスロープログラム」に、今年度は修士課程7名（うち1名は職業人）、博士課程2名が登録しました。このプログラムは、工学系・医学系等の理系の研究科とも連携して、1つの柱として、AI等の先端技術とビジネスローとの融合を、もう1つの柱として、医療・生命科学とビジネスローとの融合を目指す教育を行うものです（前者は開始済）。会社勤務の方や法曹の方等の職業人の皆様のためには修士・博士ともに特別選抜を実施しておりますので、興味がおありの方はホームページ（<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/graduate/advancedblp/>）をご覧ください。

「アジア法教育プログラム」の予算が新たに付き、今年度から開始しました。これまでも法科大学院と総合法政専攻の学生を対象として韓国法や台湾法の演習を開講し、また北京大学法学院、ソウル国立大学法科大学院とは研究交流を行ってきていたところですが、このプログラムは、そうした実績を基盤に、アジア法に関する教育を学部段階も含めて格段に強化しようとするものです。たとえば、4月からは、集中形式ですが、学部・総合法政・法科大学院の学生を対象として、シンガポール国立大学から6人の先生を順次お招きして、Asian Business Law Seminar 1を開講しています（使用言語：英語）。

今年度から、野村財団のご寄付によって寄附講座「金融商品取引法（野村財団）」が設置されました。これによって、金融商品取引法の特別講義の開講と研究の充実が実現し、ビジネスローに関する教育研究が厚みを増すことになります。

東京大学大学院法学政治学研究科・法学部における研究・教育のさらなる発展のためには、卒業生の皆様のご助力が不可欠です。今後とも、あらゆる機会を捉えて、みなさまのご意見を承りたいと考えておりますので、何卒ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



法科大学院から： 短信

法曹養成専攻長
沖野眞巳



法科大学院は、3月に修了生160名を送り出し、4月に新生213名を迎えました。「国民や社会に貢献する高い志と強い責任感、倫理観を持ち、国際的にも、また先端分野においても活躍できる高い水準の法律家を生み出す」ことを基本理念に、着実に歩を進めています（2017年度の司法試験の合格状況につき本誌21号）。

今回は、「国際性」の観点からの取組みをご紹介します。まず、英語による授業です。開設当初より、英語による外国法・比較法の授業を行っています。「現代アメリカ法」（2016年から「演習（アメリカ法）」）に加え、2015年からフィッシャー特任准教授による契約法・信託法の比較法の授業が行われています（本誌18号）。また、日本法を英語で学ぶ授業として、2014年から「英語で学ぶ法と実務1・2」が始まりました（本誌19号・14号）。開設当初からの「グローバル・ビジネスロー・サマープログラム」（本誌・同両号）は、今年も8月4日から9日まで、「Introduction to American Law」をテーマに実施されます。

2008年から実施している、司法試験終了後の夏季にハーグ私法会議等の国際組織や海外の法律事務所へ学生を派遣する海外派遣プログラムも、特筆に値します。

近時のアジア諸国への着目を受けて、2015年に「東アジア法比較プログラム」が新設されました。従来からの中国法演習に加え、韓国や台湾などからも教員を招聘し、夏期集中授業を行っています。これまでに日韓比較民法・韓国法演習、日台比較企業法・台湾法演習が開講され、本年度は中国および韓国から教員を招き、日中韓三国の比較会社法演習が開講されます。また、本年度はシンガポールから教員等を招聘して「商法演習（Asian Business Law Seminar 1・2）」が行われています。

アジア諸国との関係では、法整備支援も重要です。2015年から、アジアにおける法的インフラ整備の重要性と日本の役割についての認識を深めるべく、連続講演会を開催しています。

こういった各種の取組みが可能となるのも、法学部卒業生の方々をはじめとした、諸方面からのご支援のおかげです。改めてこの場を借りて御礼申し上げますとともに、引き続きのご助力をお願い申し上げます。

総合法政専攻より

総合法政専攻長
新田一郎



本年4月より、大学院法学政治学研究科総合法政専攻長に就任いたしました。

た。この機会に、法学部同窓生の皆様への御挨拶かたがた、総合法政専攻の近況ないし現状について、御紹介申し上げます。

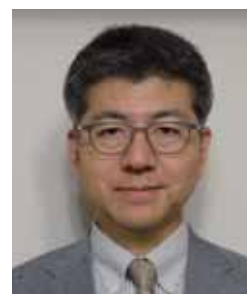
ここ20年ばかりの間に、大学・大学院のあり方には大きな変化が生じました。法学政治学研究科も、無論その例に漏れません。次世代の研究者・大学教員を育成することは、依然としてその重要な責務であり続けていますが、研究・教育と実務との関係が緊密の度を増し、専門的職業人の育成と研究者養成とが密接に結びつくようになりました。

従来型の修士課程の他に、法曹養成専攻や公共政策大学院から総合法政専攻博士課程へ進学するルートが用意され、研究者養成プロセスの多様化が進んでいます。一方で、修士課程の職業人選抜や、博士課程への実務経験者の受け入れに加え、2017年度には先端ビジネスロープログラムを導入するなど、実務との密接な連携のもとに高度な専門知識・能力を有する人材の養成に注力しつつあります。また、日本法を学ぼうとする外国人留学生の大学院生中に占める比率が著しく増大したことも、この間の顕著な動向です。大学院課程修了者の進路も多様性を増しつつあります。

この間、同窓生をはじめとする多くの方々から寄せられた御懇志に支えられて、学部・大学院の教育環境の充実が図られてきました。大学をめぐる環境が厳しさを増す中で、施設の維持改善や学生・留学生に対する支援策など、財政的裏付けを必要とする施策の多くが、皆さまの御支援に支えられて成り立っています。私たちスタッフも、大学・大学院の社会的使命を自覚し、皆さまの御期待にお応えできるよう努めてまいりますので、今後も引き続きさまざまな面での御支援を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

公共政策大学院より

公共政策大学院長
高原明生



公共政策大学院（GraSPP）では国際化が進んでいます。2010年度から英語のみで修士号が取れる国際プログラム（MPP/IP）を設置しましたが、日本人学生の参加も増えています。今や全体の日本人／外国人比率はほぼ半々で、授業の約45%を英語で提供しています。留学機会も豊富で、世界の一流大学13校と学生交流協定を結んでおり、その内8校とは、東大と留学先の両方の学位が取れるダブル・ディグリー制を実施しています。私のお勧めは、北京大学国際関係学院、ソウル大学国際大学院とダブル・ディグリーやジョイントコースを実施しているCAMPUS Asiaプログラムです。

現在、約30ヶ国から学生が来ていますが、アジア各国の中央銀行や財務省、外務省等の官庁、メディア、法曹界、金融機関等での勤務経験者が多いです。GraSPP修了生は既に1200人を超え、出身国の数は約50に及びます。

2016年度からは博士後期課程を始めました。政策の立案、評価、実施に必要な知識やスキルが高度化、複雑化している現

在、国際機関や国際交渉の場では博士号が必須になりつつあります。

また GraSPP では、様々な外部資金等を導入し、実務と最先端の研究教育との連携を図っています。現在は、科学技術イノベーション、海洋、人材政策、医療政策、エネルギー・環境、資本市場等の分野でプロジェクトを設け、研究の成果を社会に広く還元しています。更には、費用対効果評価の制度化に向けて人材不足が問題となっている中で、2017 年度から医療技術評価のエグゼクティブプログラム（社会人講座）を始めました。

嬉しいことに 2017 年には国際学術総合研究棟が竣工し、研究、修学環境が抜本的に改善されました。卒業生の皆様には引き続きのご支援を何卒宜しくお願い申し上げます。



第56回比較法政シンポジウム 「ガバナンスの実質化と建設的対話の先端実務」

2018 年 3 月 5 日、ビジネスロー・比較法政研究センター主催の第 56 回比較法政シンポジウムが、ダイワユビキタス学術研究館ダイワハウス石橋信夫記念ホールで開催された。2011 年以來この季節に開催される比較法政シンポジウムは、東日本旅客鉄道株式会社のご後援と、公益社団法人商事法務研究会のご協力のもと、コーポレートガバナンスをテーマに行っている。本年のテーマは「ガバナンスの実質化と建設的対話の先端実務」であった。このテーマの背景には、コーポレートガバナンス改革について、ソフトローとしてのスチュワードシップコード（2014 年）及びコーポレートガバナンスコード（2015 年）の適用など、矢次早にその仕組みが整備される一方、企業の対応が形式的なものにとどまっており、より実質的な対応が求められるのではないか、という問題意識があった。

当日はまず神作裕之教授（東京大学）から、スチュワードシップ活動に関する制度と運用の内外の最近の動向及び投資家と企業との対話（エンゲージメント）に関する法的論点について報告があり、次に日本 IR 協議会佐藤淑子専務理事から、同協議会が策定した「情報開示と対話のベストプラクティスに向けての行動指針」について報告がなされた。その後、投資家サイドからスチュワードシップ活動への取り組みについて、三菱 UFJ 信

託銀行成川順一専務執行役員及びびンベスコ・アセット・マネジメント小澤大二取締役運用本部長 CIO から報告がなされ、続いて、投資家との対話を踏まえて顕著な実績をあげ

てきている企業を代表して、九電工檜垣博紀代表取締役副社長執行役員及び丸井グループ加藤浩嗣取締役上席執行役員からエンゲージメントの実態と経営施策への反映について報告がなされた。その後、西村あさひ法律事務所武井一浩弁護士の司会による、エンゲージメントの実務、特に資本コストと CEO のサクセションプランに関するディスカッションがあり、最後に神田秀樹教授（学習院大学・東京大学名誉教授）による総括コメントがなされ、閉会した。



唐津恵一（教授・企業法）





法学部での40年

日比野 勤

昭和 53 年に助教授に昇任、以来、本年 3 月退職迄ちょうど 40 年、助手時代を含めれば 43 年、学生時代から数えれば 47 年を東大で過ごしたことになります。

この 40 年を振り返ると、まさに走馬燈のようにいろいろ思い出されますが、改めて考えてみると、これといったものが掴めない。まだ時が過ぎていないということなのでしょう。

この 40 年で研究室はずいぶん変わったように思います。かつて「法研」は僧院に擬せられました。なるほど、研究室に正面玄関から入るときは、いつも身の引き締まる思いがしたものです。私は、図書館側の裏口から研究室に入り、在室中は法文 2 号館側の出入口を使用するのが通例でしたが、これも、そうした緊張感から自由でいたいという深層の表れであったのかもしれません。そういえば、裏口の正面は用務員室でしたが、そこでは最年長の先生方がよくお茶を飲みながら談笑しておられました。

授業の雰囲気も変わりました。教室に入り教壇に着く頃には、お喋りが止む。そして、教卓に資料類を広げマイクに向かうと、一瞬の静寂が訪れ、緊張の糸が張り詰める。この緊張感が実に心地よい。それは、講義する側にとっても受ける側にとっても、講義に向き合う真摯な態度の源泉であったように思います。もちろん今でも、講義の最中のお喋りはほとんどありません。しかし、静寂と緊張は失われてしまっている。

しかし、一番変わったのは私自身かもしれません。南原繁先生の歌集「形相」に、「一年の講義はきのふ終へたりと思ふばかりに朝寐すわれは」という歌が収められています。私も、講義の質はさておき、そうした一年のくり返しでしたが、いつのまにか「一年の」が「一週間の」になり、「一日の」になり、ようやく定年に辿り着いたというのが実感です。

長年にわたってお世話になった同僚諸兄と事務職員の方々、そしてとりわけ拙い講義を聴き、刺戟を与え続けてくれた学生諸君に感謝します。



退職に当たって

川人貞史

2018 年 3 月末をもって定年退職しました。2009 年 4 月から 9 年間、本研究科の一員に加えていただき、素晴らしい研究教育の環境の中で、快適に充実

した日々を過ごすことができ、深く感謝しております。研究室は、法 4 号館で附属図書館前の広場を見下ろす位置にあったため、法 3 号館の改修工事やアカデミックコモンズの工事の騒音に悩まされたこともありましたが、ふだんは静かで、仕事の合間に遠くのスカイツリーを眺めることもできました。大学院で研究者を育てるには短い期間でしたが、いくぶんなりとも本研究科に貢献できたことに、ほっとするとともに、本郷キャンパスを離れたことに寂しさを感じています。

法学部では日本政治の講義と演習を担当し、大学院では政治過程論の演習を担当しました。研究の面では、長年の課題だった議院内閣制の比較政治学的研究をまとめ、私自身が編者の「シリーズ日本の政治」の第 1 巻『議院内閣制』（東京大学出版会、2015）として刊行することができました。私は 20 年ほど前から黒板の板書にかえてパワーポイントを使って講義をしてきましたが、法文 1 号館の 25 番教室にその設備がなく、講義のたびに用務員さんが小型スクリーンと携帯型のプロジェクターを設置してくださったことを覚えています。数年前に巨大スクリーンとプロジェクター装置が設置されてからは、25 番教室での講義がとても快適になりました。

東京大学および本研究科には大変よくしていただき、深く感謝しています。今後も研究・教育を続けていくことになりますが、これからは、1 年 1 年を慎重に考えながら、有意義に過ごすことを心がけていきたいと思います。

名誉教授の近況



学者の引退とは？

菅野和夫（名誉教授・労働法）

私は、今年の 3 月 31 日をもって（独）労働研究・研修機構を退職し、定職のない生活に入った。石川吉右衛門先生の門下、法学部助手になってからちょうど 50 年が過ぎての、満 75 歳到達日からの公職引退である。この間、東京大学・明治大学での教育・研究を経て、中労委での紛争処理、上記の政府研究機関での調査研究と、仕事の性質を変えながらも、労働法の研究と実践に一貫して従事させていただいたのは、誠に有り難いことである。

顧みると、この 50 年間の日本の経済社会と、その一部をなす労働市場・雇用労使関係は、数次の劇的な変化を遂げ、したがって私の専門分野・労働法も大きな変化を遂げてきた。私自身の若

手研究者時代と最近 10 年余の実践時代とを比較すると、労働法の立法・判例・学説が蓄積したばかりでなく、その体系・内容もいわば単純二色の三角形が多色混合の六角形になった程の違いがあり、その研究方法も経済学や社会学との協働、国際比較の拡大・深化など、様変わりを呈している。また、専門職大学院の設立や国立大学の法人化を始めとする大学制度の改革のなかで、研究者養成や採用過程が容容し、研究者のキャリアや姿も大きく変化しているように見える。

このようななか、私自身が身をもって実感しているのが、学者のキャリアの年齢的伸長である。二回り上の私の師匠の世代では、60 代半ばを過ぎた研究は実社会を離れて引退を楽しむ活動に見えたが、健康寿命の延伸と社会全体での高齢者活躍の促進を背景としてか、今では 70 歳前後でも変化激しい実社会に密着しつつ実際的な研究を続ける学者少なからず、となっている。引退の仕方が多様化するなか、自分自身の引退のあり方を模索している。

村上淳一先生追悼

本学名誉教授村上淳一先生は、2017年10月24日に逝去されました(享年84歳)。村上先生は1956年に東京大学法学部を卒業後、本学部助手に採用され、当初は来栖三郎先生の下で民法を専攻されましたが、来栖先生の勧めもあってドイツ法に転向されました。来栖先生には「君はすぐに結論を出したがるから、実定法よりも基礎法をやった方がよい」と言われたとのこと。両先生の学問観とお人柄とを如実に物語るエピソードです。1959年からは本学助教授、1969年からは教授として、ドイツ法の研究・教育に当たられ、1993年の退官後は桐蔭横浜大学法学部で引き続きドイツ法の研究に従事されました。

私が村上先生の下で研究を始めて間もなく、先生のそれまでのご研究の集大成である『近代法の形成』(1979年)が上梓され、引き続いて幾つもの論文・著書が立て続けに発表されていきました。何事につけ仕事の速さは弟子にとってまさに脅威でしたが、論文の執筆を始められるとおそらく迷われるようなことはなく、明快な結論に向けて一気呵成に筆を進められたのだと思います。思うに先生は、近代と前近代、近代とポストモダン、あるいは日本とドイツなどの対比において、その違いを歴然と示す深層を探り出して



それを明晰に提示することを自らの課題とされていたのでしよう。そのような問題意識は『〈法〉の歴史』(1997年)にわかりやすく示されており、村上先生の学問への入門書として最適な書です。先生のご冥福を祈りつつ、先生の学問を少しでも次世代に伝えていければと念じています。

海老原明夫(教授・ドイツ法)

松尾浩也先生を偲ぶ

松尾浩也先生は、2017年12月1日、89才で逝去されました。療養中のご自宅でご家族と過ごされていたなか、穏やかな旅立ちであったと聞く。

先生は、1928年6月に熊本で生誕され、第五高等学校を経て、1949年に東京大学法学部法律学科に入学された。1953年に卒業後、東京大学法学部助手として研究生生活を開始され、上智大学法学部助教授、東京大学教養学部助教授、同教授を経て、1973年に法学部教授に就任された。以後、1989年3月に定年退職されるまで、刑事訴訟法を中心に、刑法、裁判法等の研究教育に当たられ、1984年4月から1986年3月には、法学部長も務められた。定年退職後は、千葉大学法経学部、上智大学法学部で引き続き研究教育に従事されたほか、2001年3月から2016年3月まで法務省特別顧問を務められ、活発の度を増しつつあった刑事立法の指導にも当たられた。

先生のご研究は、多分野に及ぶが、中核をなす刑事訴訟法分野のご研究において、特筆すべきは、刑事訴訟の日本の特色論であろう。先生は、99%超の有罪率を誇る日本の刑事司法の特色を「精密司法」と表現され、その実態と功罪を客観的に観察・分析されたうえ、改革の課題を示唆された。裁判員制度の誕生は、その延長線上にあったということもできる。

先生は、言葉の感覚に優れ、深い含蓄を伴いつつも、微かに遊び心も漂わせた数々の名文句を残された(「立法がピラミッドのように沈黙するとき、判例はスフィンクスさながらに奮い起つ」等)。刑法典の口語化・平易化を指導されたほか、「裁判員」制度、「被害者参加」制度の「名付け親」としても知られる。

先生が大学に入学された1949年は、現行刑事訴訟法施行の年であった。刑事訴訟法とともに研究生生活を歩まれ、その良き導き役を果たされた先生の安らかな眠りをお祈りしたい。

大澤 裕(教授・刑事訴訟法)



法学部スタッフ 近著を語る

『戦後フランス中央集権国家の変容 下からの分権化への道』

(東京大学出版会、2017年)

—— フランス政治の鏡に映し出された自民党政権

中山洋平 (教授・ヨーロッパ政治史)



1955年の結成以来、ほぼ常に政権にありつつも、自民党は転々とその相貌を変えてきた。年長の先輩方にとっては、「ニッカ、サントリー」と揶揄された札束政治こそ自民党の原風景だったろうか。確かにそれはリクルート事件等に至るまで日本政治の基調であり続けたが、80年代半ばに学生だった私たちの目には、自民党はまず第一に、精緻に制度化された、極めて安定的な統治システムと映っていた。佐藤誠三郎・松崎哲久『自民党政権』（中央公論社、1986年）にすっかり影響されていたのだが、パラダイムの転換には実体的な背景があった。どんな問題を突きつけて批判したところで先刻お見通し、先回りして既に手が打っており、いつの間にか大方の同意が取り付けられ、異議申し立ては吸い取られてしまう。第二次石油危機を乗り切った当時の日本の統治には、そんな過剰な周到さがあり、そこには息苦しさすら感じられた。だからこそ、佐藤・松崎は政治的立場を越えて、抵抗なく受け入れられたのではないだろうか。極私的に言えば、拙著は、学生時代に感じたあの息苦しさを比較政治学的に理解しようとする努力の中から生まれた。比較の対象はフランスのド・ゴール派政権である。自民党政権同様、高度成長期に保守長期支配を築いたものの、自民党よりずっと早く、70年代半ばには優位を失い、81年には左翼連合によって政権を追われた。

こう言うと、イタリアならともかく、民主主義先進国のフランスと日本政治を比べるなんて、という疑問を持たれるかもしれない。しかし、高度成長期のフランスの政治には日本との共通点が驚くほど多い。強い自律性を持った高級官僚が一時は与党の有力議員を凌ぐほどの政策的影響力を振う一方で、イタリアなどとは異なり、与党の党員組織は弱く、国会議員の選挙の際の集票には地方の議員や首長が決定的な役割を果たした。その首長や地方議員にとって最も重要な仕事は、道路や病院といったインフラ開発だったが、強度の中央集権制が敷かれ、必要な財源や権限は中央省庁に握られていた。その結果、国会議員は地元の自治体の公共事業に予算と許認可を確保すべく役所や閣僚らに「口利き」を行うことで、選挙基盤である地方公選職の支持を固めようと躍起になる。要するに、自民党の代名詞であった「利益誘導」は、実は20世紀のフランス政治を語る際にも欠かすことのできない通奏低音だった。

こうした共通性を手掛かりに、筆者は、自民党支配と見比べながらド・ゴール派の統治の構造を解き明かそうとした。そこで着目したのは、「利益誘導」の前提となる中央集権がフラン

スでは遥かに不安定だったことである。中央省庁は、地方公選職やその意向を受けた国会議員の圧力に翻弄され続け、遂には70年代後半以降、権限と財源が抜本的に地方の手に移されるに至った。戦後日本でも、70年代の「革新自治体」運動など、「下から」分権化を要求する声は必ずしも小さくなかったが、中央省庁の地位は揺るがなかった。財源を含む本格的な分権化は、小泉政権の郵政改革などによって「利益誘導」自体が「上から」廃棄されるまで、遂に実現しなかったのである。

同じ「利益誘導」に軸足を置きながら、その基盤となる中央地方関係が何故かくも対照的な展開を辿ったのか。拙著の分析によれば、その原因は、フランスでは、与党議員の「利益誘導」が中央省庁による中央集権を掘り崩さないよう両者を有機的に接合することができずに終わったことにある。ポイントは2つ。まず中央政府の中では、自民党政務調査会による法案審査や公共事業の「箇所付け」に象徴されるような、政官の組織（与党議員団と各省高級官僚）間の安定的な協力関係（行政学者の村松岐夫はこれを「政官スクラム」と呼んだ）の制度化に失敗した。次いで地方との関係においても、フランスの内務省は、日本の自治省のように、地方自治体への資金配分などを巡って、大蔵省など各省庁から幅広い委任を取り付けることができなかった。その結果、内務省の地方自治体への統制・統合力は脆弱なものに留まったのである。

この分析が正しければ、党が高級官僚の人事に手を突っ込まないことを前提にした安定的な政官関係や、事務次官会議に象徴される省庁間のヨコの綿密な統合・調整、つまり、「政治主導」の掛け声の下で槍玉に挙げられた日本政治の悪弊こそが、ド・ゴール派と自民党の運命を分かち、戦後日本の「旧体制」の安定性を支えていたことになる。フランスという鏡の向こうに自民党支配を眺めれば、かつて私たちが自明と考え、疎んじてさえたものが、いかに重要な役割を果たしていたかが如実に映し出される。昨年来の「モリカケ」の顛末は、官僚制が形作ってきた、こうした、いわば「旧体制」の岩盤までもが今や溶け去り、それに代わる礎石は未だ築かれていないことを明らかにした。理想と希望が権謀術数と縋い交ぜとなった「政治改革」から早四半世紀。日本政治の漂流はついに来るところまできた感がある。なぜこうなってしまったのか、今後なお私たちが選ぶべき道はどのようなものなのか。こうした問いに答えるためにも、拙著で試みられたような比較の作業の必要性はますます高まっている。

第20回進路選択講演会が開催されました

4月19日(木)17時から法文1号館22番教室において、「第20回進路選択講演会」が開催されました。学習相談室運営委員長の大串和雄教授による冒頭挨拶のあと、木谷元昭氏(農林中央金庫)、俵藤あかり氏(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)、堀池雅之氏(ジョーンズ・デイ法律事務所)の順に、お一人30分ずつ講演して頂いた後、質疑応答を行いました。

木谷氏は、学部時代の生活や大学院に進学された経緯について話された後、農林中金でのお仕事の魅力について語られました。審査部では風力発電の審査をするため、風の吹く原理を勉強したが、このように新しいことを学ぶのは面白く、必ずしも大学の専攻に縛られる必要はないというお話をされました。最後に、学生時代にもっと学んでおけばよかったこととして、伝える技術の大切さを強調されました。

俵藤氏は自己紹介のあと、シンクタンクの業務内容について紹介されました。次に、高校時代から一貫して環境政策に関心があったこと、しかしその分野の仕事をするために官公庁かシンクタンクかで迷ったが、次第に後者への志向が高まったこと、専門性の深化・キャリア形成を支援する体制があることから現在の会社に決めたことを語られ、学生の皆さんには自分の興味・関心を追求する経験を大切にしてほしいと述べられました。

堀池氏は自己紹介のあと、現在の仕事内容につき、主にクロスボーダーのM&A関係の業務に従事していることを話されました。学生時代を振り返ると、国際政治への関心が強く、外交

官志望だったが、外務省に入れなかったことから、法科大学院(1期生)に入り、そこで国際的な仕事を扱う法律家の仕事もあることを知り、現在の仕事につながったと語られました。学生にはインターンシップに積極的に参加し、自分の適性を見つめることの重要性を語られました。

そのあと、三氏が壇上に並び、予定時間をオーバーするほどの、活発な質疑応答が行われました。



東京大学 オープンキャンパス 2018 法学部企画のお知らせ

8月1日(水)の各学部説明会において、岩村正彦学部長が登壇します(11:00～11:30)。また、法科大学院生・法学部生による模擬授業を行います(14:00～15:30)。模擬授業はオープンキャンパスサイトからの事前申込が必要です。

8月2日(木)には、法文1号館25番教室にて模擬講義を行います(先着順。10:30～12:10、14:00～15:40)。国際法の森肇志教授、行政学の前田健太郎准教授が講義を担当し、法学・政治学的なものの見方に触れる機会とします。また、法文1号館1階学生ラウンジにて、法学部生が学生生活に関するご質問にお答えします。



2018年 東京大学ホームカミングデー 法学部企画のお知らせ

2018年度の東京大学ホームカミングデーは、10月20日(土)に開催の予定です。法学部・大学院法学政治学研究科では、毎年この日に合わせて講演会を実施しており、今年も岩村正彦学部長による法学部の現況説明に加えて、最近の法律学・政治学に関連したホットな話題を講演で扱うことで、卒業生の皆様に「法学部のいま」を間近にご覧頂く機会にしたいと考えております。

講師および正式な日時につきましては今後決定しますので、詳細は東京大学のホームカミングデー特設サイトをご覧頂くか、法学政治学研究科庶務係(電話 03-5841-3105)にお問い合わせ下さい。



ホームページにも学部のニュースなどが
掲載されていますので是非ご覧ください!

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/>

《卒業生委員会事務局への連絡先》

Tel 03-5841-2776 / Fax 03-5841-3119

E-mail alumni@j.u-tokyo.ac.jp

東京大学 | 大学院 法学政治学研究科・法学部

NEWSLETTER

ニューズレター

2018年6月発行 No.22

[編集・発行] 東京大学 大学院法学政治学研究科・法学部 卒業生委員会

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学法学部内

